

## 会 議 録

会議の名称	令和2年度第1回守谷市特別職報酬等審議会			
開催日時	令和3年1月22日（金） 開会：午後1時30分　閉会：午後3時10分			
開催場所	守谷市役所 全員協議会室			
事務局（担当課）	総務課			
出席者	委員	阿部会長　齊藤委員　福田委員　川畑委員　松丸委員 山田委員 計 6名		
	その他	松丸市長		
	市職員	岩田総務部長　川村総務課長　寺田課長補佐　石濱係長 堀保健福祉部長　飯塚生活経済部長　羽田社会福祉課長 北澤経済課長　石塚主事 計 9名		
公開・非公開 の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数 0名
公開不可の場合 はその理由	—			
会議次第	1 開会 2 市長挨拶 3 委嘱状交付 4 委員紹介 5 会長・会長代理の選出について 6 諮問 7 審議事項 (1) 守谷市鳥獣被害対策実施隊の報酬について (2) 守谷市災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬について 8 その他 9 閉会			
確定年月日	会議録署名			
令和3年2月1日	阿部 建夫			

## 審 議 経 過

### 【資料】

- ・ 守谷市鳥獣被害対策実施隊の報酬について
  - ① 鳥獣被害対策実施隊の報酬について
  - ② 守谷市における鳥獣被害防止対策の概要
  - ③ 守谷市鳥獣被害対策実施隊の概要
  - ④ 守谷市鳥獣被害対策実施隊の設置スケジュール
  - ⑤ 守谷市鳥獣被害防止計画（案）
  
- ・ 守谷市災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬について
  - ① 守谷市災害弔慰金等支給審査委員会について
  - ② 近隣市における災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬等
  - ③ 守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例（改正案）
  - ④ 守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（改正案）
  - ⑤ 災害弔慰金の支給等に関する法律

### 1 開会

### 2 市長挨拶

### 3 委嘱状交付

### 4 委員紹介

### 5 会長・会長代理の選出について

【阿部建夫さんが会長に選出される。】

【会長からの指名で、齋藤善治さんが会長代理に選出される。】

### 6 諮問

【諮問書「守谷市特別職の報酬等の額について」を市長から会長へ提出する。】

【市長は、公務のため中座する。】

### 7 審議事項

【会議録の発言者の氏名記載について了解を得る。】

【審議会条例第5条の規定により、会長が議長となる。】

審議事項（1）守谷市鳥獣被害対策実施隊の報酬について

審議事項（2）守谷市災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬について

(1) 守谷市鳥獣被害対策実施隊の報酬について

【石塚主事が概要について説明する。】

阿部議長： 委員の皆様、事務局に対して、御質問又は御意見をお願いいたします。

福田委員： イノシシを捕獲した後は、どのように処分するのでしょうか。

石塚主事： イノシシは捕獲した後、解体し、食する、なめすこともあるかもしれませんが、一般的には焼却処分、やむを得ない場合は、埋設処分します。

齋藤委員： 月額3,800円というのは、報酬にしては少ないと思われるのですが。これは、実費支給の範囲ではないのでしょうか。

北澤課長： 猟友会からすると、ボランティア的な感覚を持ちつつの活動です。金額については、猟友会と協議を進めてきた結果、算出した金額です。

川畑委員： 鳥獣被害は年々増えているといいますが、今後の被害予想についてはどうなっていますか。

北澤課長： 正確な生息頭数は掴めていません。特定外来生物であるアライグマの個体数は減っておらず、農業被害の拡大が懸念されています。今後、県と協議しながら調査を進めて、予測していければ、と考えております。

川畑委員： 住宅地に出没するハクビシンは、この対策実施隊の活動対象範囲に入るのでしょうか。

石塚主事： ハクビシンは、対象範囲外となります。

松丸委員： ハクビシンも実際の農業への被害を出していると思われれます。経済課で所有している捕獲檻の数を伺いたいのですが。

石塚主事： 12器あります。これらは、アライグマの捕獲器として用意してあるものです。ハクビシンは日本固有の在来種であることから、錯誤捕獲は逃がすことになっています。

松丸委員： 今後は、野生動物であっても、対策を検討してほしいと思います。

石塚主事： ハクビシンが、イノシシと同様に農作物被害を出しているという証拠がつかめていない状況ですが、今後明らかに出来たらならば、鳥獣防止計画を改正する中で盛り込んでいくことも検討したいと思います。

山田委員： 千葉県では、アヒルの鳥インフルエンザ被害が話題になっています。守谷市としても、対策を検討してほしいと思います。

阿部議長： 別添資料の負担経費の根拠は、何に基づいて算出したのですか。

石塚主事： 猟友会からのヒアリング、近隣自治体の状況の調査、見積書の徴収等を行い、総合的に見て算出しました。

阿部議長： 今後、報酬単価の見直しを行う予定はありますか。

石塚主事： 当面は、このままで実施する予定です。

阿部議長： 報酬を支給する振込手数料は、公金で支払う場合にも、1件ごとに手数料が掛かるのでしょうか。

石濱係長： 現在の指定金融機関とは、一括の業務委託契約を行っています。振込回数が増えることで、市から金融機関に支払う手数料が増えてしまうことは

ありません。

阿部議長： 貴重な御意見をありがとうございました。  
事務局の案のとおり決議することよろしいでしょうか。

全委員： (異議なし)

## (2) 守谷市災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬について

【羽田課長が概要について説明する。】

阿部議長： 委員の皆様，事務局に対して，御質問又は御意見をお願いいたします。

福田委員： 弔慰金の額については，亡くなられた場合は，御遺族の方にはどのくらいの期間で支給するのでしょうか。

羽田課長： 一概には言えないのですが，また，今までに支給した事例がないので，具体的には言えませんが，支給できる事実確認ができ次第，早急に支給したいと思います。

齋藤委員： 委員数は5人以内となっており，医師と弁護士と市長が必要と認める者となっています。委員の1人を市職員とする，という説明がありましたが，市職員にも報酬は発生しますか。

羽田課長： 市職員に対しては，報酬は発生しません。

川畑委員： 近隣他市では災害弔慰金等支給審査委員会が設置されているのに，守谷市で現在まで設置していなかった理由は，何でしょうか。

また，委員に欠員が生じると，早急に行うべき支給審査に支障が出ると思いますが，どのように考えますか。

羽田課長： つくばみらい市は，東日本大震災の被害が大きく，それをきっかけに設置されました。常総市は，水害の被害を契機に設置したという経緯があります。

堀部長： 当委員会を設置することは，努力義務なのですが，昨今の災害被害の状況から，守谷市も設置しようということになりました。近隣他市等を調査し，現在に至りました。

羽田課長： 委嘱する委員の選出については，公益社団法人取手市医師会に依頼しており，欠員があれば，再度，医師会から後任の医師を選出していただくこととなります。

松丸委員： 事務局案のとおり，委員長は20,000円，委員は18,000円です。よろしいのではないかと思います。

山田委員： 構成する委員の中には，例えば，手話が使える，というような実際の福祉活動に長けた方への委嘱も，今後，検討してください。

阿部議長： 予算措置は，どのようになっていますか。

羽田課長： 令和3年度予算で要求する予定です。

阿部議長： 事務局の案のとおり決議することよろしいでしょうか。

全委員： (異議なし)

【答申書（案）を作成し，全委員で確認する。】

～ 脱字・言い回しの訂正 ～

【答申書を会長から市長へ提出する。】

8 その他  
特に無し

9 閉 会